

優先申込みについて

優先申込みは、より多くの優れた舞台芸術を鑑賞する機会を県民に提供するため、大ホール及びコンサートホールについて、一般申込み在先立って受付する制度です。

優先申込みの対象は、優れた舞台芸術の公演のうち、準備に長期間を要するものを原則としています。公演企画書・優先申込申請理由書・公演概要等の公演内容が判る資料をご提出いただき、それらを受理した月の翌月に実施される愛知県芸術劇場利用調整委員会に諮り、選考されます。

また、1か月当たりの受付件数は、利用可能日のおおむね3分の2以内（土・日・祝日はおおむね2分の1以内）とします。

なお、利用受付期間は別表のとおりです。優先申込利用受付期間の月末までに、関係書類を提出してください。

●大ホール及びコンサートホールの優先申込み選考基準

優先申込みの選考基準は次のとおりです。

(1) 優れた舞台芸術公演のうち、準備に長期間を有するもの

- ア 国際的・全国的な規模または数都市において連続開催の公演
- イ 国際的または全国的に著名な芸術家（団）を招聘して行う公演
- ウ 地域に根ざした舞台芸術公演

ただし、内容が稽古事、習い事の発表会やおさらい会と同等の内容のものは対象としない。

(2) その他愛知県芸術劇場支配人が適当と認めるもの

- ア 愛知県、国等の主催する行事
- イ 学術会議等で公共性の高い行事
- ウ 特色ある舞台芸術公演で準備に長時間を要するもの

●その他

○公益財団法人愛知県文化振興事業団の主催事業は、愛知県芸術劇場の自主事業として優先的な取扱をする場合があります。

○利用希望日が国際芸術祭「あいち」開催年に当たる場合は、上記受付件数に制限を設けることがあります。

(別表)

利用施設	優先申込利用受付期間
大ホール コンサートホール	利用希望日の属する月の36月前から14月前まで